

第4章

基本方針ごとの施策の方向

島田川の豊かな流れ



- 基本方針1 多様な自然と歴史が息づき、豊かな原風景を次世代へつなぐまち【自然共生社会の実現】…… 34
- 基本方針2 低炭素で地球へのやさしさを大切にするまち【低炭素社会の実現】…………… 41
- 基本方針3 循環を基調に限りある資源を大切にするまち【循環型社会の実現】…………… 44

基本方針1 多様な自然と歴史が息づき、豊かな原風景を次世代へつなぐまち

【自然共生社会の実現】

◇現状と課題

本市は、「日本の白砂青松100選」や「森林浴の森日本100選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸に代表される瀬戸内海国立公園や幽玄な石城山県立自然公園に囲まれるとともに、水鳥の憩いの場や豊富な水をたたえる島田川など、貴重で豊かな自然環境を有しています。

また、多種多様な動植物が生息・生育し、その中には天然記念物に指定されているカラスバトやモクゲンジなどの貴重な動植物も多く、これらの動植物と共生しながら生活しています。

しかし近年、利便性や効率性を重視した社会・経済活動の結果、自然の破壊が進み、生態系そのものが崩壊の危機に直面しています。さらに、震災をはじめ、大型台風や集中豪雨など、私たちの予想をはるかに凌ぐ規模での自然災害も発生しています。こうした状況の中、この豊かな自然環境を次世代に継承することを私たちの使命として、より一層の取組みを進めていくことが必要です。

本市においては、豊かな自然環境を市民の誇りとして、市民との協働による取組みを積極的に実施し、市民参加による自然環境の保全とともに、自然を敬愛する心を育む取組みを進めてきました。

今後は、これまで以上に安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる、人と自然が共生した社会の実現への取組みが必要です。

◇施策の方向性

- 豊かな自然環境の保全
- 動植物の保護及び管理
- 自然とのふれあいの推進
- 安全かつ快適な生活環境の確保
- 良好な景観の保全



象鼻ヶ岬・峨嵋山樹林

1 豊かな自然環境の保全

(1) 自然保護意識の普及啓発

① 自然敬愛精神の醸成

「光市自然敬愛基本構想」に基づき、本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、あらゆる場面を通じて自然に対する保全意識の高揚に努めます。また、自然敬愛に関する取組みを広く情報発信します。

② 環境保全活動の促進

本市では、恵まれた自然環境をかけがえのない財産として、これまでも地域住民の主体的な参画のもと、長年にわたり様々な保全活動を行ってきました。今後も引き続き、市民総参加による自然環境の保全と再生に取り組みます。

(2) 森や山・川・海・農地の保全

① 森林整備の推進

市域の約53%を森林が占める本市では、森林が持つ多面的機能の発揮や森林資源の安定供給を図るため、計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。また、山地災害の防備、水源の涵養など、森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、保安林の整備に努めます。

② 河川の保全

川は、私たちの生活に必要な不可欠な上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物の生息地であり、さらには自然と人とのふれあいの場でもあります。このため、自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに努めます。

③ 海岸の保全

本市が全国に誇る美しい海岸を保全し、後世に引き継ぐため、保全対策を強化します。また、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を進めます。

④ 農地の保全

農業の持続的発展と多面的機能を健全に発揮するため、基盤となる農地・農業用水の環境保全と質的向上に努め、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進します。また、地元産農産物の地産地消のみならず、多くの人が土と親しんだり農業体験が楽しめるよう、農地を確保したり、親しむ場を設けるなど、「里の厨」を中心に積極的な取組みを進めます。

(3) 緑化の推進

① 公園緑地の整備

緑豊かなまちづくりを進めるため、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地の適正な配置と保全に努めます。また、市民のレクリエーション、憩いの場としての役割とともに、環境教育・学習の場など、それぞれの公園の特性を活かした魅力ある整備・活用を進めます。

冠山総合公園については、遊具を備えた「子どもの森」などの主要な施設が整ったことから、今後は、施設を有効に活用するとともに、市民の憩いの場としての機能の充実に努めます。

② 身近な緑化の充実

市域全体の緑化を推進していくため、魅力ある公園づくりや道路・学校・幼保施設等の公共施設の緑化やみどりの保全、適切な維持管理を進めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業者等の参加を促進することにより、身近な緑化の充実に努めます。

③ 安全を守る緑地の保全

災害に対する緑地の保全・活用を進めるため、保安林として、防風、防砂等の役割を担う室積・虹ヶ浜海岸の松林の維持・保全を図るとともに、保水・遊水機能を有する森林や農地は、自然災害を防止し、安全・安心を守る緑地として保全に努めます。

2 動植物の保護及び管理

(1) 生物多様性の保全

① 希少種の保護・育成

本市には、牛島のカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギ、室積のクサフグ産卵地、溪月院周辺で見られるギフチョウ、虹ヶ浜海岸のニジガハマギク、塩田のイワキアジサイ、島田川のアカザ、ドジョウなど、希少で多様な野生生物の生息地があります。これらの貴重な動植物を保護・育成するため、生息地を形成する樹林地、水辺地、農地等を積極的に保全します。

② 生態系との調和

森林や耕地の荒廃、河川、海域の水質汚濁や外来種の侵入などは、本来の生態系のバランスを崩すこととなります。このため、生態系のバランスを保つ施策の実施に努めます。また、特定外来生物が生態系や農林水産業などに及ぼす影響などについて、市民への情報提供を行い、特定外来生物の拡散を防ぎます。

③ 有害鳥獣への対策

イノシシやサル等の有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。このため、その捕獲や農地等への防護柵設置等、被害防止対策を推進します。また、耕作放棄地の解消など農業施策の展開や鳥獣を寄せ付けない地域の環境づくりなど、地域ぐるみで適切な被害防止対策に取り組み、人と鳥獣の棲み分けを進め、その他の野生動物との共生に努めます。

(2) 飼養動物の適正管理の推進

① 飼養動物の適正管理の推進

飼養動物のフンや鳴き声により生活環境が損なわれないよう、獣医師や県の動物愛護センターと連携して、飼い主へのマナーを啓発します。また、飼い主のいない犬猫等への餌やりを行わないよう、市民に対し周知・啓発します。

3 自然とのふれあいの推進

(1) ふれあい空間の創出

① ふれあい空間の整備と活用

自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人とのふれあいの場の確保に努めます。また、伊藤公の森や周防の森ロッジ、冠山総合公園などの既存資源を有効に活用しながら、自然とふれあえる空間の創出に努めます。

(2) ふれあい機会の推進

① 環境学習・自然体験学習の推進

自然とのふれあいにより、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。このため、市民や子どもたちに対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関するイベントの開催など、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めるとともに、それを進めるリーダーの養成など、人材の育成に努めます。また、こうした活動を通して環境への意識・知識を高め、市民が主体となった活動へ繋がります。

4 安全かつ快適な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌・地下水環境の保全

① 大気環境の保全

大気の汚染状況を把握するため、市内6か所の測定局において、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質、窒素酸化物などの大気汚染物質の常時監視を行っており、引き続き、監視を行うとともに、これらの環境情報を積極的に公開します。また、大気汚染の主な原因である自動車排出ガス対策や、工場・事業所等の監視・指導に努めます。

② 水環境の保全

公共用水域の水質保全と市民の生活衛生環境の向上を図るため、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、下水道整備が見込まれない地域につい

ては、浄化槽設置を促進します。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設における排水の適正な処理を進めます。

市民の生活に不可欠な水道水については、水源である島田川の保全に努めるとともに、施設の整備充実や検査監視体制を強化し、引き続き、安全でおいしい水の安定的供給に努めます。

③ 土壌・地下水環境の保全

土壌の汚染は、地下水を通じて広範囲に広がる場合が多く、また、その浄化には多大な年月を要するため、長期にわたり私たちの生活に影響を及ぼします。このような事態を引き起こさないよう、特定有害物質を取り扱う工場・事業所等に対する指導・啓発に努めます。

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

① 騒音・振動の防止

事業活動や特定建設作業等に伴って発生する騒音及び振動については、一定の基準を設け、必要な規制を行っています。市民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、引き続き、工場・事業所及び特定建設事業者等に対し、基準の順守に向けた指導に努めます。また、自動車騒音の常時監視を行うことにより、市民の生活環境の改善に役立てます。

② 悪臭の防止

工場・事業所からの悪臭を原因とする苦情は減少していますが、野焼きによる悪臭苦情が増加しています。市内3か所で実施している悪臭測定を引き続き実施するとともに、野焼きの禁止について、市民・事業者に対する指導・啓発に努めます。

(3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進

① 公害防止対策の推進

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため、事業所等と公害防止協定等の締結を推進するとともに、市内事業者等と連携した公害防止対策に取り組めます。

5 良好な景観の保全

(1) 良好な景観の形成

① 景観の保全と創造

「景観計画」を策定し、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々、歴史的な街並みなど、市民や事業者との協働により本市固有の景観の形成と創造に努めます。また、生活環境の保全に向けた取組みを推進します。

(2) 歴史文化遺産の保存

① 歴史文化遺産の保存と活用

地域の歴史的遺産や文化財の保存・活用を図るとともに、周辺地域において市民・事業者と連携した地域環境美化活動を促進し、歴史的遺産等と調和した周辺環境の整備に努めます。

② 地域文化の保存と継承

先人から引き継いだ豊かな歴史的・文化的資源や伝統を、市民が愛着と誇りを感じ、地域ぐるみで保存・継承に取り組めるよう、地域文化に対する市民の理解を深めるための文化芸術施策の推進に努めます。



中学生による海岸清掃活動

基本方針2 低炭素で地球へのやさしさを大切にすま**【低炭素社会の実現】****◇現状と課題**

地球温暖化によって、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されており、世界的には、既にこれらの悪影響が発生している地域もあります。

こうした地球温暖化の危機に対応するため、化石燃料の使用抑制などの発生源対策や、緑地の保全・森林整備などの吸収源対策の取組みにより、これまでより温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会を目指す必要があります。

こうした中、国においては、平成21年の国連気候変動サミットでの削減目標を踏まえた取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効手段の一つである自然エネルギーに対する関心が高まっています。

また、東日本大震災を契機に、自然エネルギーの推進や節電、省エネルギーの取組みの重要性がより一層大きくなってきています。

本市では、これまで、本市の特性を活かし、太陽光を中心として自然エネルギーの導入に努めるとともに、省エネルギー化の推進により地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進してきました。

引き続き、市民や事業者との連携のもと、環境教育の充実や自然エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりに取り組むとともに、地球環境に対する市民意識をこれまで以上に高めていく必要があります。

◇施策の方向性

- 環境負荷の少ない
ライフスタイルの普及促進
- 自然エネルギー利用の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 二酸化炭素吸収源の確保



低公害車の導入（市公用車）

1 環境負荷の少ないライフスタイルの普及促進

(1) 市民意識の向上

① 環境保全対策の推進

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するため、市民、事業者、市が連携した環境保全活動や環境教育を推進するなど、地域や地球環境の保全に向けた取組みを進めます。

(2) 環境負荷の少ない交通の推進

① 公共交通ネットワークの充実と利用促進

自動車排出ガスの発生抑制のため、バスや鉄道などの公共交通機関の利便性向上を図り、環境にやさしい交通体系づくりを行い、公共交通機関や自転車などの利用促進に努めます。

② 環境にやさしい自動車利用の推進

環境負荷の軽減に配慮した自動車の利用を促進するとともに、公用車への導入に努めます。また、ノーマイカーやエコドライブ等、環境に配慮した自動車使用方法等の啓発に努めます。

(3) 関係機関と連携した地球温暖化対策の推進

① 地域における地球温暖化対策の推進

市、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、市民等の構成員が連携し、温室効果ガスの排出の抑制等に向けた取組みを進めます。

2 自然エネルギー利用の推進

(1) 自然エネルギーの普及促進

① 太陽光等自然エネルギーの利用促進

全国的に日照時間がトップクラスという本市の特性を活かし、住宅用太陽光発電システム設置への支援や公共施設への太陽光発電システム設置など、市域全体への拡大に努めます。また、太陽熱利用システムの導入を促進します。

② 新たなエネルギー資源の活用方策の検討

太陽光以外の自然エネルギーについて、地理的、設備的な問題等多くの課題があることから、その導入について、実用化の可能性を検討します。

3 省エネルギー対策の推進

(1) 省エネルギーの普及促進

① 省エネルギー製品の普及促進

省エネルギー家電製品や高効率な暖房・給湯機器等の省エネルギー製品の導入を促進するとともに、緑のカーテンなどの身近に取り組める省エネルギー活動の普及啓発を図ります。また、省エネルギー型街路灯への転換を進めます。

(2) 省エネルギーの率先行動

① 行政の率先行動の推進

市内の一事業所として、温室効果ガスの削減を図るため、市役所の地球温暖化対策率先行計画である「光市エコオフィスプラン」を着実に実行し、温室効果ガス削減目標の5%を目指した温暖化対策を積極的に進めます。

4 二酸化炭素吸収源の確保

(1) 緑地の保全・適正な森林整備の推進

① 都市緑化の推進

都市公園整備や道路沿道などの緑化の推進など、身近な生活空間での緑化を推進し、冷暖房に係るエネルギー使用の抑制や二酸化炭素吸収量の増加を図るとともに、癒しをもたらす緑豊かな都市空間の形成に努めます。

② 森林空間の保全・育成

豊富な森林資源を活かすため、間伐などの適切な森林整備を推進し、二酸化炭素吸収量を増やし、森林生態系全体の炭素貯蔵量の増大に努めます。

基本方針3 循環を基調に限りある資源を大切にすま

【循環型社会の実現】

◇現状と課題

我が国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動に支えられ、物質的に豊かな生活を享受してきました。しかし、その結果、身近な自然環境の減少、廃棄物の増大と多様化、環境の汚染、地球規模の環境問題などの深刻な状況に直面しており、今まさに、経済社会活動やライフスタイルのあり方を見直すべき出発点に立っているといえます。

こうした中、国においては、「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づく3Rの推進や、環境に配慮したライフスタイルの見直しなど、循環型社会の形成に向けた取組みを加速しています。

本市においては、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、ふろしきをシンボルとして市民意識の向上に努めてきました。また、「一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進することにより資源循環型社会の形成を目指し、さまざまな施策を展開してきました。

今後は、こうした環境意識のさらなる醸成を図るとともに、市民・事業者・市が、適切な役割分担のもと、地域における3Rの取組みを強化していく必要があります。

◇施策の方向性

- もったいないの輪の推進
- 廃棄物の減量化と再資源化の推進
- 適正処理の推進



小学生の環境学習

1 もったいないの輪の推進

(1) もったいない文化の醸成

① もったいない文化の醸成

これまで、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、そのシンボルとして「ふろしき」を普及啓発するなど、市民の環境意識の向上に努めてきました。引き続き、こうした環境意識のさらなる醸成に努めます。

2 廃棄物の減量化と再資源化の推進

(1) 市民意識の向上

① 啓発活動の推進

あらゆる機会を通じ、ごみ処理の現状や課題・問題点などを正しく理解するための情報や、市民・事業者が自ら判断し、具体的に行動していくための情報を積極的に提供します。また、ごみの発生を抑制するための手法として、ごみ処理手数料の有料化について検討します。

② 環境学習の推進

ごみ問題は、長期的かつ継続的な学習が必要であり、子どもから高齢者まで各世代に応じた環境学習を開催するとともに、関係機関との連携によるごみ処理施設の見学機会の拡大に努めます。

(2) 推進体制の整備

① 地域における推進体制の充実

ごみ問題は、地域を主体とした取組みが重要となります。このため、関係機関との連携による各公民館や自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組みを促進します。また、3Rを実践する事業所をエコショップとして認定し、事業者の自主的な取組みを推進するとともに、市民に情報提供することで、市民・事業者との協働体制の確立に努めます。

(3) 3Rの推進

① リデュース（発生抑制）の推進

小売店や各種団体との連携を図り、リターナブル容器の利用促進や過剰包装の自制、マイバッグ運動の取組みなど「ごみを発生させない運動」の推進に努めます。

② リユース（再使用）の推進

家庭用品のリユースを支援する不用品交換情報やフリーマーケット情報の提供など、不用品交換システムの充実に努めます。

③ リサイクル（再資源化）の推進

リサイクルセンター「エコぱーく」を拠点に、ごみの再資源化を進めるとともに、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。また、紙製容器包装の再資源化を促進するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

3 適正処理の推進

(1) 収集・処理体制の確立

① 時代に対応した収集体制の確立

ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、粗大ごみ等の個別収集や収集回数の見直しなど、市民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

② 事業系一般廃棄物の適正処理の推進

事業系一般廃棄物の処理について、排出事業者処理責任を基本に現行の収集体制などを見直し、事業者の役割を明確にするとともに、増え続ける事業系ごみの抜本的な資源化・減量化策を検討します。

(2) 不法投棄の防止

① 関係機関と連携した不法投棄防止の推進

不法投棄を防止するため、関係団体と連携してパトロールを実施するとともに、啓発看板や警告看板の設置に努めます。また、不法投棄の未然防止につながることから、自治会やボランティア、NPO、企業などと連携を図りながら市民の自主的な美化活動の支援に努めます。